

佐倉市立公民館使用許可基準の改正について

1. 改正の理由

- ・新型コロナウイルス感染拡大以前と比べ、公民館の利用者が減少しており、利用条件の緩和によって利用者の増加と施設の有効活用を図ります。
- ・公民館とコミュニティセンターの使用許可基準を可能な範囲で共通化し、利用者の利便性を向上させます。
- ・市民体育館や他市の公民館では、在勤・在学者を市内料金としており、在学者を市内料金とすることで、市外から通学する高校生の利用負担の軽減と若年層の利用促進を図ります。

2. 主な改正点

①公民館の利用について、

- ・これまで団体利用に限定しているものを、個人での利用も可能とします。
- ・私塾・文化教室の利用を認めます。(ただし市内の個人事業者に限る。)
- ・入場料を徴収する催事の利用を認めます。(ただし商行為は除く。)

②市内団体・市内料金について

- ・これまで市内在住者が過半数を超える団体を市内団体・市内料金としていたものを、市内在住・在勤・在学者が過半数を超える団体についても市内団体・市内料金とします。
- ・個人利用については、市内在住・在勤・在学者を市内料金とします。

3. 今後のスケジュール

令和8年 2月13日 パブリックコメント開始

2月28日 パブリックコメント終了

令和8年 4月1日～ 施行開始